

石川県公報

平成30年7月10日

第13121号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○平成30年度クリーニング師研修の指定 (薬事衛生課)	1	○県道の供用の開始 (同)	4
○平成30年度クリーニング業務従事者講習の指定 (同)	2	○道路の占用を制限する区域の指定 (同)	4
○歳入の徴収事務の委託 (観光企画課)	2	公 告	
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新 (農業安全課)	3	○政府調達に関する協定に係る入札公告 (行政経営課)	5
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	○県営土地改良事業の工事完了公告 (農業基盤課)	6
○一般国道の供用の開始 (同)	3	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
○県道の区域の変更 (同)	4	監 査 委 員	
		○定期監査結果公表	7

告 示

石川県告示第327号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、平成30年度クリーニング師研修を次のとおり指定した。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 主催者の所在地及び名称
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 種類
第1型研修
- 開催年月日
第1回 平成30年9月30日(日)
第2回 平成31年2月24日(日)
- 場所
第1回 七尾市本府中町ヲ部38番地
七尾サンライフプラザ
第2回 金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
- 科目及び時間数

科 目	時 間 数
衛生法規及び公衆衛生	1時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1時間
洗濯物の処理	1時間
繊維及び繊維製品	1時間
レポート	あり
計	4時間

- 6 受講料
5,000円
- 7 受講の申込み及び問合せの窓口
公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階
電話番号 076-259-6510

石川県告示第328号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、平成30年度クリーニング業務従事者講習を次のとおり指定した。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 主催者の所在地及び名称
東京都港区新橋6丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 2 種類
第2型講習（通信制）
- 3 申込受付期間及びレポート提出締切日
受付開始年月日 平成31年1月8日（火）
受付締切年月日 平成31年1月28日（月）
レポート提出締切年月日 平成31年2月18日（月）
- 4 講習の科目及びレポート課題

科 目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品

- 5 受講料
4,500円
- 6 受講の申込み及び問合せの窓口
公益財団法人石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階
電話番号 076-259-6510

石川県告示第329号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢・加賀・能登ぐるりんパス及び金沢・加賀・能登ぐるんきつぷに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	公益社団法人石川県観光連盟	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
金沢・加賀2デイパスに係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	公益社団法人石川県観光連盟	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

石川県告示第330号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 登録年月日及び登録番号
平成25年7月10日 17063
- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
合同会社アグリサービス
山井 一史
金沢市新保本一丁目468番地
- 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類
国内産農産物（玄米）
- 登録の区分
品位等検査
- 登録検査機関が農産物検査を行う区域
石川県
- 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
山 井 一 史	金沢市新保本一丁目468番地	玄米

- 登録更新年月日
平成30年7月10日

石川県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
249号	珠洲市飯田町よ部6番1地先から 珠洲市飯田町よ部11番地先まで	旧	7.66～25.59 71.4	珠洲土木 事務所 維持管理課
		新	10.69～41.69 71.4	

石川県告示第332号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
249号	珠洲市飯田町よ部6番1地先から 珠洲市飯田町よ部11番地先まで	平成30年7月10日	珠洲土木 事務所 維持管理課

石川県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成30年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
蛸島港線	珠洲市野々江町サ部108番5地先から 珠洲市飯田町五部85番1地先まで	旧	8.36~30.98 757.1	珠洲土木事務所 維持管理課
		新	23.16~31.33 757.1	

石川県告示第334号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成30年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
蛸島港線	珠洲市野々江町サ部108番5地先から 珠洲市飯田町五部85番1地先まで	平成30年7月10日	珠洲土木事務所 維持管理課

石川県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、平成30年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	249号	珠洲市飯田町よ部6番1地先から 珠洲市飯田町よ部11番地先まで	珠洲土木事務所維持管理課
県道	蛸島港線	珠洲市野々江町サ部108番5地先から 珠洲市飯田町五部85番1地先まで	〃

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年7月10日

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

県庁舎情報通信基盤ネットワーク機器 借上げ 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借上期間

平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(4) 借上場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札参加希望者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を平成30年8月3日（金）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない（郵送の場合は簡易書留とし、提出期限内必着とする。）。提出された証明書等を審査した結果、当該物品を納入することができると認められる者に限り、入札参加対象者とする。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室

電話番号 076-225-1322 F A X 番号 076-225-1319

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年8月20日（月）午前10時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成30年8月20日（月）午前10時 石川県庁行政庁舎1402会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無
無

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented
Computer networks management equipment

- (2) Period of lease
From January 1, 2019 through December 31, 2023

- (3) Delivery place
To be specified later

- (4) Time limit of tender
10:00 a.m. August 20, 2018

- (5) Contact point for the notice
Information System Office, Administrative Management Division, General Affairs Department,
Ishikawa Prefectural Government
1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan
Phone +81-76-225-1322

県営土地改良事業の工事完了公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	施行地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業 (区画整理工)	滝尾南部	平成30年3月19日
〃 (農業用排水施設整備)	〃	〃
県営ほ場整備事業	今浜第2	平成30年2月13日
〃	滝	平成29年12月22日
〃	上町・浜田	平成30年3月27日
〃	中・大坊	平成30年3月30日
〃	日置東部	平成30年3月27日
老朽ため池整備事業	小塩辻第2	〃
〃	観音下	平成29年12月20日
〃	花坂	平成30年3月27日

〃	矢 田	平成30年3月16日
〃	春 木	平成30年3月26日
〃	甲	〃
農業用施設石綿対策特別事業	富 来 中 央	平成29年3月23日
〃	梨 谷 小 山	平成29年3月29日

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年7月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字明神148番1の一部、149番の一部	幅員 5.78～5.91m 延長 14.95m	河北郡津幡町字明神38番地2 東 寿一	平成30年6月28日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成29年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成30年7月10日

石川県監査委員 米 澤 賢 司
同 吉 田 修
同 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
東京事務所	平成30年6月22日	平成30年3月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
大阪事務所	〃	〃	〃
県央農林総合事務所	平成30年6月26日	〃	〃
歴史博物館	〃	平成30年2月末日現在	〃
石川農林総合事務所	〃	平成30年3月末日現在	〃
石川土木総合事務所	平成30年6月29日	〃	〃
県央土木総合事務所	〃	〃	収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないよう十分注意すること。

